**労働保険事務組合への委託のご案内（改定版）　　　　　　　　　（一社）愛知県労災指定医協会**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成２９年４月厚生労働大臣の設立認可済）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和５年４月

　会員の皆様へ　　　愛知労働局長から「労働保険事務組合設立認可」を受け、事務委託を希望される医療機関との本契約を進めております。

労働保険事務組合として、会員様へご提供できるサービスの内容及び委託手数料等につきまして、下記のとおりご案内させていただきます。

　　　　　　　　　※なお、事務委託することができる医療機関は、従業員数が１００名未満の医療機関ですので、ご注意ください。

　　【**労働保険関係の委託事務**】（※労災保険・雇用保険を対象）　　　　　　　　　　　　　【**社会保険関係の委託事務**】（※健保・国保・厚生年金等を対象）

・概算保険料、確定保険料等の申告及び納付に関する事務　　　　　　　　　　　　　　　・健康保険・厚生年金被保険者資格取得・喪失届等

・保険関係成立届、雇用保険の事業所設置届の提出等　　　　　　　　　　　　　　　　　・健康保険・厚生年金被保険者報酬月額変更・算定基礎届等

・雇用保険の被保険者資格の得喪等に関する届出等　　　　　　　　　　　　　　　　　　・健康保険・厚生年金被保険者賞与支払届等

・労災保険の特別加入の申請等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・医師国保の各種手続き代行等

・その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

※当協会には業務委託した社会保険労務士がおりますので、社会保険関係の申請・請求等の手続きをワンストップで行うことができます。

**【委託手数料（年間）】**委託手数料は、**年間の委託料（税込み）**です。　なお、従業員数と委託される事務の範囲に応じて異なりますので、ご注意ください。

　　　従業員数　　　　　　　　　委託される範囲　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【**事務処理委託のメリット**】※外注費を大幅カットできます。

　　　　　　　　　　　　　　　　労働保険のみ（ライトプラン）　　　　　　　　　　　　・労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に替わり代行処理

　　　　１～１４人　　　　　　３３，０００円　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・労働保険料の額にかかわらず、労働保険料を３回に分割納付

　　　１５～３０人　　　　　　５５，０００円　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・事業主や家族従事者なども、労災保険に特別加入できる

　　　３１～４９人　　　　　　７７，０００円　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・社会保険・厚生年金等についても委託される場合、その代行処理

５０～９９人　　　　　１１０，０００円　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・手続き終了後、速やかに担当者様へ結果報告を行います。

※委託手数料を振り込んでいただく期日は、毎年度初回の労働保険料を振り込んでいただく期日と同じです。